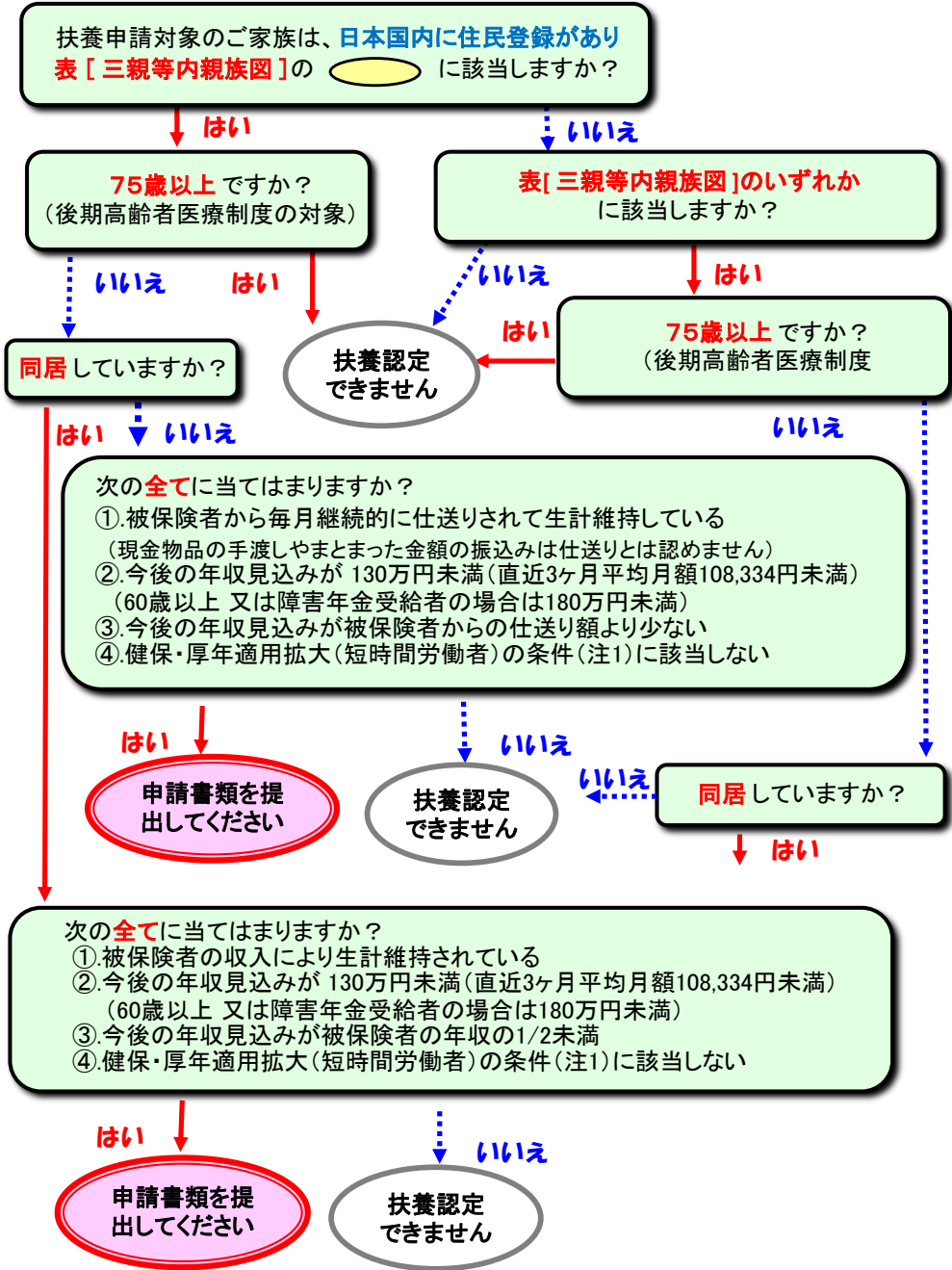
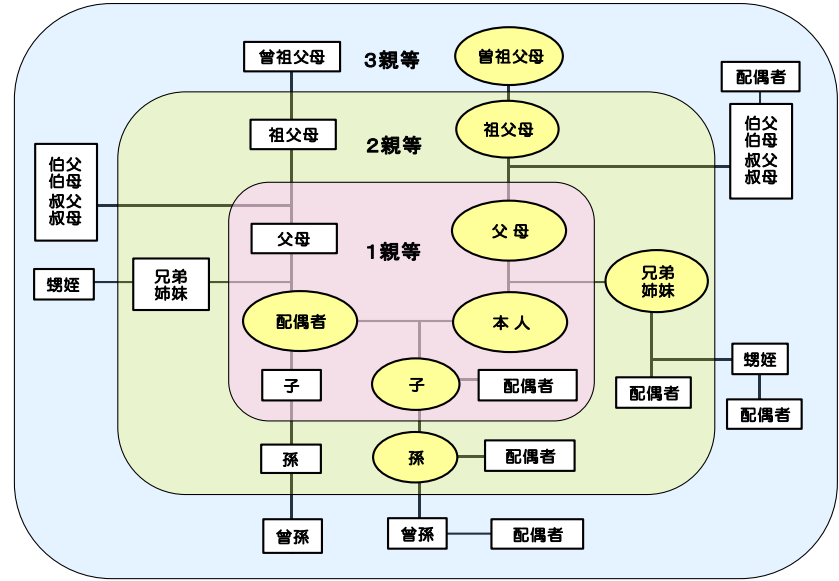


ご家族を健保の扶養にできるか確認しましょう

対象のご家族について、質問に はい・いいえ で進み 扶養認定可能か確認しましょう



被扶養者として認められる三親等内親族図



- 同一世帯でなくてもよい人
配偶者(内縁を含む)・子・孫・兄弟姉妹・父母など直系尊属
- 同一世帯が条件である人
1.上記以外の三親等内の親族(義父母・兄姉等)
2.被保険者の内縁の配偶者の父母・連れ子

(注1) 特定適用事業所(従業員数常時500人を超える事業所)に勤務する短時間労働者は、社会保険の適用対象となります。

- 特定適用事業所とは・・・
事業所の被保険者数の合計が常時500人を超える(※)事業所が該当します。
※1年のうち6ヶ月以上、被保険者数の合計が500人を超えることが見込まれる場合
- 短時間労働者とは・・・勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の項目すべてに該当する方
 - ①.1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - ②.賃金の月額が88,000円(年収106万円)以上であること
※月額には臨時に支払われる賞与・時間外労働の割り増し賃金・通勤手当・家族手当などは算入しません
 - ③.適用事業所での勤務期間が1年以上見込まれること
 - ④.学生でないこと ※休学中の方や大学・高等学校の定時制(夜間等)課程の方は除きます。

※平成29年4月1日より適用条件が緩和され、労使の合意がなされれば500人以下もその対象となります。さらに、令和4年10月以降は101人以上規模、令和6年10月以降は51人以上規模の事業所が適用対象となります。